

広情個審第10号

平成29年5月31日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年3月26日付け広障精第160号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第98号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年3月26日付け広障精第160号の諮問事案（諮問第98号事案）

平成27年2月23日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年3月10日付け広障精第142号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年3月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成25年度の作業所かざぐるま舎や社会福祉法人あさみなみへの補助金、障害者自立支援法による障害者通所費などの市からのそれら団体への交付金が書かれた資料」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定を取り消し、法人情報の全面開示決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

- ・ 福祉法人は公的な存在であるため。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張等を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書を、平成25年度の作業所かざぐるま舎及び社会福祉法人あさみなみに係る補助金支出に関する以下の文書と特定し、条例第7条第1号、同2号に該当

する部分を不開示とする部分開示決定を行った。

- ① 平成25年度広島市地域活動支援センターⅢ型事業補助金の交付及び経費の支出について（以下「本件対象公文書①」という。）
- ② 支出命令書（以下「本件対象公文書②」という。）
- ③ 平成25年度広島市地域活動支援センターⅢ型事業補助金に係る事業収支報告書の提出について
- ④ 平成25年度広島市地域活動支援センターⅢ型事業補助金に係る事業計画の変更について（以下「本件対象公文書④」という。）
- ⑤ 平成25年度広島市地域活動支援センターⅢ型事業補助金に係る事業実績報告の承認について（以下「本件対象公文書⑤」という。）
- ⑥ 精算命令書
- ⑦ 平成25年度広島市地域活動支援センターⅢ型事業所における債権者変更について（以下「本件対象公文書⑦」という。）
- ⑧ 広島市地域活動支援センターⅢ型事業補助金交付要綱

(2) 不開示情報について

- ア 通所者や施設職員等の氏名、生年月日、住所等は、個人情報に該当するため不開示とした（条例第7条第1号）。
- イ 歳入、歳出の項目別の金額及び内訳は、公開することにより事業運営上の具体的なノウハウが競争相手に知られることとなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当するため不開示とした（条例第7条第2号）。
- ウ 施設職員等の氏名、年齢、月額基本給、職種等は、法人の人事に関する情報であり、公開することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当するため不開示とした（条例第7条第2号）。
- エ 法人の金融機関名、預金種別、口座番号等の口座情報は、事業活動を行う上での内部管理に属する重要な情報であり、事業活動に関係なく一般に公開すれば、事業運営上の地位に不利益を与える情報に該当するため不開示とした（条例第7条第2号）。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 異議申立ての内容について

本件異議申立ては、実施機関が不開示とした情報のうち、法人情報の全部開示を求めるものであるから、当審査会は、当該不開示部分のうち、法人の情報について不開示とした決定の妥当性について判断する。

(2) 本件対象公文書について

ア 個人の氏名等について

本件対象公文書①、同②、同⑤の不開示部分には施設職員等の氏名、月額基本給、職種等が記載されている。

当該個人の氏名等は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（・・・）であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のアからエまでの除外事項に該当しない。

したがって、当該氏名等は、同号の不開示情報に該当する。

イ 法人の営業活動上の情報について

本件対象公文書①、同④、同⑤の不開示部分には、歳入、歳出の項目別の金額及び内訳が記載されている。

これらの情報は、当該法人の事業運営に関わる情報であり、公表する情報ではないことから、社会通念上、事業を営む者が秘匿することを認められている情報に該当し、同号ただし書の除外事由に該当しない。

したがって、当該歳入、歳出の項目別の金額及び内訳は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 法人の人事に関する情報について

本件対象公文書①、同④、同⑤、同⑦の不開示部分には、理事や施設職員の氏名、年齢、月額基本給、職種等が記載されている。

これらの情報は、専ら法人の内部に関する情報であり、社会通念上、団体の内部管理事項と認められ、事業を営む者が秘匿することを認められている情報に該当し、同号ただし書の除外事由に該当しない。

したがって、当該理事や施設職員の氏名、年齢、月額基本給、職種等に関する情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

エ 法人の金融機関口座情報について

本件対象公文書②の不開示部分には、法人の取引金融機関名、預金種別、口座番号等が記載されている。

これらの情報は、社会通念上、事業を営む者が秘匿することを認められている情

報に該当し、同号ただし書の除外事由に該当しない。

したがって、当該法人の取引金融機関名、預金種別、口座番号等は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、異議申立ての理由を、「福祉法人は公的な存在であるため」と主張している。その主張の趣旨は不明であるが、条例上、地方公共団体や国等については例外的に不開示とする特例規定があるが、福祉法人については特段の規定は存在しないから、福祉法人については一般の条例各号の規定により開示、不開示の判断を行うことになる。

したがって、異議申立人の主張は、前記の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が、本件開示請求について行った本件部分開示決定は、妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 26	広障精第160号の諮問を受理（諮問第98号で受理）
28. 12. 28 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 2. 10 (第2回審査会)	第1部会で審議
29. 2. 17 (第3回審査会)	第1部会で審議
29. 3. 8 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授